

Ⅲ. 学務課

1-1 学校経営支援

1-1-1 学校支援調整

区立小・中学校、幼稚園の卒業・入学式、各学校の周年行事の式典等が円滑に実施されるよう調整を行っている。

1-1-2 学校用務業務等の委託

学校における用務業務を円滑に行うために、全区立小学校（20校）、中学校（9校）の学校用務業務等を委託している。平成25年4月から段階的に導入し、平成31年4月にはすべての小中学校で学校用務業務等の委託を開始した。

区立小学校・中学校を7グループに分け、グループごとに企画提案公募型方式により事業者を選定している。

<導入年>

平成25年4月～《1グループ》第五中学校、第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、中野東中学校

平成26年4月～《2グループ》第二中学校、南中野中学校、中野中学校、明和中学校

平成27年4月～《3グループ》塔山小学校、谷戸小学校、江古田小学校、武蔵台小学校、白桜小学校、
緑野小学校

平成28年4月～《4グループ》桃園第二小学校、鷺の杜小学校、中野第一小学校

平成29年4月～《5グループ》中野本郷小学校、北原小学校、令和小学校

平成30年4月～《6グループ》啓明小学校、南台小学校、みなみの小学校、美鳩小学校

平成31年4月～《7グループ》江原小学校、上鷺宮小学校、桃花小学校、平和の森小学校

※学校名は、令和8年（2026年）4月現在の学校名である。

1-1-3 児童の早朝見守り事業

令和8年度より、教育委員会の事業として、区立小学校における児童の早朝見守り事業を順次開始している。本事業は、保護者の就労等により児童の登校時間より早い時間帯の見守りを必要とする家庭を対象とし、午前7時30分（開門時間）から各学校で定める見守り終了時間まで実施するものである。見守り業務については、学校の用務業務を受託している事業者及びシルバー人材センターに委託している。

1-2 教育補助

1-2-1 教育費の費用負担補助

令和8年度より、区立小中学校における教育に関する費用負担の軽減を図るため、教育費の費用負担補助を実施している。これまで保護者から徴収していた教材費、校外活動費、移動教室費（特別支援教育における宿泊学習を含む）及び修学旅行費については、原則として区が補助することとし、保護者からの徴収は行っていない。中野区立小中学校に在籍する児童・生徒を対象とし、学年ごとに定めた補助基準額（全校一律）を上限として実施している。これにより、子育て先進区にふさわしい教育環境の充実を図るとともに、当該保護者から徴収事務を行わないことにより、学校教職員の事務負担を軽減する。

補 助 対 象 品 目	内 容
教材費	テスト、ドリル、ワーク、資料集、ファイル、実技材料等
校外活動費	生活科見学、社会科見学、遠足、校外学習、卒業遠足等の交通費、体験料、入場料等 ※班別行動時の飲食代や見学科等は保護者負担
移動教室費	食事代、体験料、入場料、保険料等 ※交通費、宿泊費は従来から公費負担
修学旅行費	旅行会社に支払う費用、事前学習資料代 ※班別行動時の飲食代や見学科等は保護者負担

1-3 ICT推進

1-3-1 ICT推進

○区立小・中学校におけるICT環境の整備

近年、急速に高度情報化が進展する中で、未来を担う子どもたちがインターネット等の高度情報通信ネットワークやさまざまなICT機器を利用し、また必要な情報を主体的にかつ適切に活用できる能力を身に付けることを目的とし、区立小・中学校におけるICT環境の整備を進めている。

1 ICT環境の整備状況

	整備開始年度
中学校コンピュータ教室端末	平成3年度
小学校コンピュータ教室端末	平成5年度
校務系ネットワーク端末	平成19年度
デジタルテレビ	平成21年度
校務支援システム	平成25年度
学習用LAN（普通教室・特別教室）	平成29年度
電子黒板及び書画カメラ	平成29年度
指導者用端末	平成29年度
教職員庶務事務システム	令和2年度
児童・生徒用1人1台端末	令和2年度
学習系インターネット回線の高速大容量化	令和3年度

2 ICT支援員等の配置

令和2年度から教育情報化専門員を配置し、各校へ巡回し、ICT活用支援を行っている。令和3年度から、ICT支援員が児童・生徒用1人1台端末や授業のICT活用に関する技術的な支援で巡回を行っている。令和5年度からは、校務効率化のため校務機器のICT活用に関する技術的な支援についても巡回を行っている。

3 中野区立学校情報セキュリティポリシーの策定

情報化の進展に伴い、情報資産の紛失や漏えいの防止が重要な課題となってきた。中野区では、区立小・中学校における情報セキュリティを確保すべく、平成19年度に「中野区立学校情報セキュリティポリシー」を策定し、毎年、区立学校教職員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施している。

令和元年度に文部科学省が「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、区も校務系システムを再整備したことから、セキュリティポリシーの全面改定を行い、令和2年4月から運用を開始した。また、令和2年度にGIGAスクール構想に関連する内容について一部を改定し、令和3年4月から運用を行っている。

○校内LANの導入

中野区においては、教職員が主に校務事務等の業務で使用する端末をネットワーク化した「校務系ネットワーク」と、コンピュータ教室を含む全ての教室で児童・生徒が授業等に使用する端末をネットワーク化した「学習系ネットワーク」を総称し、「校内LAN」としている。

1 校務系ネットワークの整備

区立小・中学校における校務事務の効率化と情報セキュリティの確保を目的とし、平成19年度に、教員1人に1台の端末を配備し、職員室を中心としたネットワークを構築した。

また、教職員のさらなる校務事務の効率化と情報共有及び情報セキュリティ強化を目的として、平成25年度末に学校間ネットワークの構築及び校務支援システムの導入を行い、平成26年度から稼働している。

(1) 校務端末の配備

常勤教職員1人あたり1台の端末を配備した。

1校あたりの校務端末の配置台数

令和8年（2026年）5月1日現在

教員 (常勤)	養護教諭	栄養士	都事務職員	非常勤	特別支援教室・学級		
					巡回教員用	固定級	専門員
1人1台	1台	1台	1台	5台	2台	1台	1台

(2) 学校間ネットワークの構築

平成25年度に、各学校にサーバを設置する拠点サーバ方式から庁舎内に設置したサーバで一元管理するセンターサーバ方式に変更したことで、学校間の情報共有が促進され、情報セキュリティ水準も向上した。また、令和元年度には庁舎内に設置されていたサーバをデータセンターに移行した。

(3) 校務支援システムの導入

平成25年度に、成績処理や学籍事務等の機能を持つ「校務支援システム」を導入した。これにより、複数業務における作業重複の回避や、元データの一元化による帳票類出力の効率化を実現し、校務事務の効率化が図られている。

(4) 教職員庶務事務システムの導入

教職員の出退勤管理や旅費の申請事務機能等をもった「庶務事務システム」を令和2年4月に導入した。教職員一人ひとりの在校時間を適切に把握することを目的としている。

2 学習系ネットワークの整備

区立小・中学校の全ての教室において、授業でインターネットを活用できることを目的として整備を進めてきた。平成14年3月から第二中学校及び第七中学校で、平成20年3月からは桃花小学校及び緑野中学校で稼働しており、平成21年5月には、区立小・中学校全校で学習系ネットワークの整備が完了し、同年6月から稼働している。その後、令和2年度に学習系ネットワークの高速大容量化に対応するため、校内の学

習系LANケーブルの更新と無線アクセスポイントの増設を実施し、令和3年度に各学校のインターネット回線の高速大容量化を実施した（ローカルブレイクアウト方式）。

（１）指導者用端末の配備

これまでノートパソコンだった指導者用端末を、平成29年度から令和元年度にかけてタブレット型に変更し、常勤教職員1人あたり1台を配備した。

また、平成30年度にはデータセンターにセンターサーバを設置し、各学校間の情報共有が図られている。

1校あたりの指導者用端末の配置台数

令和8年（2026年）5月1日現在

教員 （常勤）	養護教諭	栄養士	時間講師	非常勤	特別支援教室・学級	
					巡回教員用	固定級
1人1台	1台	1台	1台	5台	2台	1台

（２）インターネットの接続

全ての教室でインターネットに接続することができ、児童・生徒の調べ学習及び授業におけるインターネット上のコンテンツ提示等に活用されている。

（３）コンピュータ教室の整備

平成元年の学習指導要領改定により情報教育の考え方が示された。教科指導等において端末を使用し、また情報活用能力を育成する必要性から、中野区では平成8年度からコンピュータ教室の整備を始め、平成11年度に小・中学校全校の整備が完了した。

（４）普通教室・特別教室におけるICT機器の配備

学習系ネットワークは、コンピュータ教室と、普通教室、特別教室及び体育館等、児童・生徒が使用する全ての教室をネットワークで結び、それぞれの教室内において、端末を無線LANによって接続して活用している。

学習系ネットワークで使用する機器として、指導者用端末、児童・生徒用1人1台端末のほか、電子黒板及び書画カメラを配備し、児童・生徒のプレゼンテーション能力の向上や、わかりやすい授業の実践に役立っている。

ICT機器配備状況（小・中学校共通）

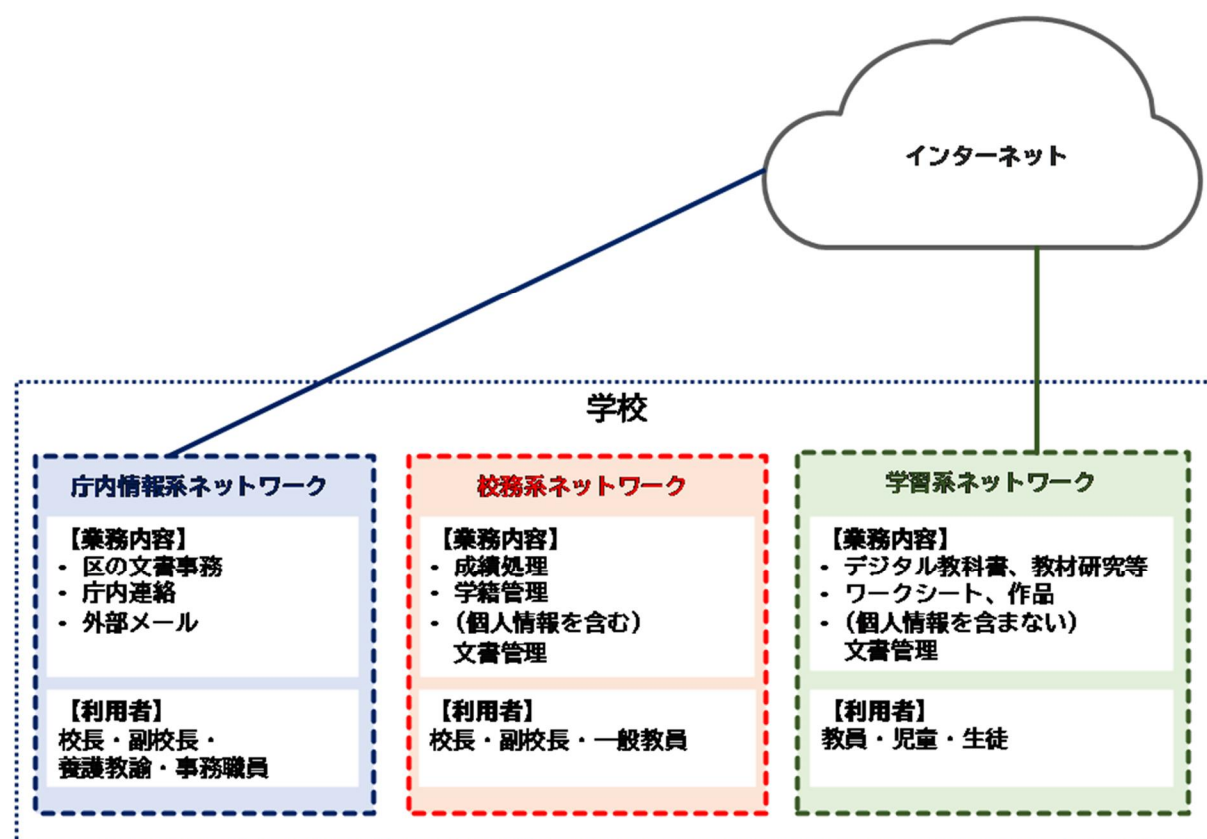
令和8年（2026年）4月1日現在

品名	仕様	配置場所
電子黒板	ディスプレイ型	普通教室、特別支援学級及び少人数指導教室に導入
書画カメラ	携帯型	

（５）児童・生徒用1人1台端末の配備

令和2年度末に、児童・生徒用1人1台端末として小・中学校全校にタブレット型端末を配備した。令和3年4月から運用を開始し、各学校から児童・生徒に貸与され、学習活動に活用されている。

3 区立小・中学校のネットワークイメージ図



2-1 遊び場開放

2-1-1 遊び場開放

子どもたちが、安心して充実した教育環境の中で、学校生活を送ることができるよう支援を行っている。

○遊び場開放

小学校の校庭について、平日は午後2時から5時（11～2月の期間は、午後4時）まで、当該校児童を対象に、学校休業日は午前9時から午後5時まで、当該校児童及び中学生以下の地域の方を対象に、年間を通して遊び場として開放している。ただし、校庭球技開放を実施する場合は、その日時を除く。

遊び場開放過去3年間の実績

年度 概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施校数(校)	8	6	6
延利用人数(人)	30,738	20,682	17,773

※キッズ・プラザ設置校は除く。

（根拠法規）中野区立学校施設の開放に関する規則、中野区遊び場開放実施要綱

2-2 教育機会

2-2-1 就学事務

○就学事務

学齢児童・生徒の義務教育諸学校への就学に関して、学齢簿の編製、入学期日の通知、学校の指定、区域外就学事務、就学の督促等の事務を行っている。

1 就学事務スケジュール

	事務内容
10月1日～下旬	新入学児童の学齢簿作成
10月中旬～11月	就学時健康診断
12月上旬～1月中旬	新入学児童・生徒の保護者へ就学通知書を発送（指定校及び入学期日記載）
12月上旬～1月下旬	指定校以外の通学について相談窓口開設
4月1日	学級編制基準日（東京都教育委員会へ届出）

2 児童・生徒・園児数

令和8年（2026年）5月1日現在 （単位：人）

区分	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	人数	特在	特通	人数	特在	特通	人数	特在	特通
小学校	10,910	131	46	10,882	159	61	10,788	169	59
中学校	3,560	70	0	3,651	71	0	3,694	77	0
幼稚園	118	0	0	107	0	0	89	0	0
合計	14,588	201	46	14,640	230	61	14,571	246	59

※「特在」は特別支援学級在籍者数(外数)、「特通」は特別支援学級通級者数(内数)

(根拠法規) 教育基本法第5条、学校教育法第17条、学校教育法施行令

○学級編制

区立小・中学校の学級は、東京都教育委員会の定める基準に従い、1学級の児童・生徒の人数が小学校通常学級35人・中学校通常学級40人（第一学年は35人）、特別支援学級・固定学級8人、通級指導学級・難聴、言語障害20人を上限として編制している。

学級数

令和8年（2026年）5月1日現在 （単位：学級）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	学級数	特別支援学級数	学級数	特別支援学級数	学級数	特別支援学級数
小学校	364	20	368	22	364	23
中学校	105	10	105	10	112	11
幼稚園	6	0	6	0	6	0
合計	475	30	479	32	482	34

(根拠法規) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

○通学区域

小・中学校ごとに通学区域を定め、児童・生徒の住所によって、就学すべき学校を指定する学校指定校制を採用している。なお、指定校以外の通学、区域外通学については、健康、通学、家庭の事情、学校生活への配慮等が必要な場合に限り、「指定校変更・区域外就学の承認に関する基準」に照らして、特別な事情があると判断した場合に認めている。

(根拠法規) 中野区立学校通学区域に関する規則

2-2-2 就学奨励

○就学援助

経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費等、学校教育に必要な経費の援助を行っている。特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒の保護者についても特別支援学級就学奨励費の制度を設けている。

[対象者]

国立又は公立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する場合

- (1) 現在生活保護を受けている者
- (2) 同一の生計を営む世帯全員の前年の合計所得金額の合算が、就学援助基準額未満の者

[支給費目]

学用品費、新入学学用品費、クラブ活動費、修学旅行費、移動教室費、校外活動費、校内鑑賞教室費、卒業アルバム代、通学費、給食費、医療費、オンライン学習通信費

※生活保護を受けている場合は、生活保護費の対象となる費目(学用品費、新入学学用品費、クラブ活動費、通学費、給食費、オンライン学習通信費)については、支給費目から除く。

※国立・都立の学校に在学している場合は、通学費、給食費、医療費は支給費目から除く。

※令和8年度4月新入生を対象とする新入学学用品費については、入学前の3月に前倒しでの支給を実施した。

※中野区立学校に在籍している場合は、保護者から費用を徴収せずに実施される費目(修学旅行、移動教室、校外活動、校内鑑賞教室)については支給費目から除く(令和8年度より)。

1 就学援助当初認定数推移

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	認定者数(人)	1,548	1,441	1,356
	認定率(%)	14.2	13.1	12.3
中学校	認定者数(人)	770	766	758
	認定率(%)	21.7	21.1	20.4
計	認定者数(人)	2,318	2,207	2,114
	認定率(%)	16.1	15.0	14.3

※中野区立小・中学校在籍者の認定者数・率

2 支給概要

費 目	対 象		内 容
	小 学 校	中 学 校	
学用品費	全学年	全学年	通常学習に必要とされる学用品にかかる経費 (実習教材費を含む)
新入学学用品費	1年	1年	入学時に必要な通学用品にかかる経費
クラブ活動費	4～6年	全学年	クラブ活動の参加に要する経費
修学旅行費		3年	修学旅行にかかる経費
移動教室費	5年・6年	実施学年	移動教室にかかる経費
校外活動費	全学年	全学年	社会科見学、遠足等にかかる経費
校内鑑賞教室費	全学年		学校内で実施する鑑賞教室の参加に要する経費
卒業アルバム代	6年	3年	卒業アルバム購入に要する経費
通学費	全学年	全学年	特別支援学級への通学に要する経費
給食費	全学年	全学年	学校給食に要する経費
医療費	全学年	全学年	感染症又は学習に支障があり、学校から治療を指示された病気の治療費の一部
オンライン学習通信費	全学年	全学年	オンライン学習に要する通信費

(根拠法規) 学校教育法第19条、学校給食法、学校保健安全法、中野区就学援助費支給要綱
中野区特別支援学級就学奨励費支給要綱

2-2-3 外国人学校保護者補助

外国人学校(※)に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、授業料の一部を補助する。

※学校教育法第134条に規定された各種学校の認可を受け、日本の義務教育の対象となる年齢に相当する外国人を対象として教育を行っている学校

(補助対象) 外国人学校に在籍する児童・生徒（義務教育の対象となる年齢に相当する者に限る）と同一世帯の外国籍の保護者で、中野区内に住所を有し、当該外国人学校に授業料を納付した者

(補助金額) 児童・生徒一人月額8,000円（平成24年度から生計同一者の特別区民税所得割課税額の合計が350,000円以上の世帯は対象外）

(事業実績)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延交付人数(人)	270	246	312

(根拠法規) 中野区補助金等交付規則、中野区外国人学校に在籍する児童等の保護者に対する補助金交付要綱

(事業開始) 平成4年度（前身の「朝鮮初級中級学校児童・生徒保護者補助金」は昭和56年度創設）

3-1 学校保健

3-1-1 健康づくり推進支援

○中野区学校保健会

1 委員構成

医師、歯科医師、薬剤師、保健所長、教育委員会事務局次長、学務課長、指導室長、小中学校長、幼稚園長、小中学校養護教諭、小中学校栄養職員又は栄養教諭、子ども教育部保育園・幼稚園課長、中野区保育所園長、保育園・幼稚園課看護師、保育園・幼稚園課栄養士

2 目的

区立小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び幼児並びに中野区保育所の児童の健康に関する課題について意見交換を行い、子どもたちの健康増進、学校保健の向上を図る。

3-1-2 学校医報酬

○学校医

学校保健安全法第23条に「学校には、学校医を置くものとする。」と定められている。中野区の小・中学校には内科医、耳鼻科医、眼科医、薬剤師、精神科医、歯科医が置かれている。

学校医の職務は、学校保健安全法施行規則に定められており、健康診断に従事すること、疾病の予防処置に従事するとともに、保健指導を行うこと、児童・生徒の健康相談に従事すること等がある。学校医は職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入し学校長に提出しなければならない。

中野区立小・中学校校医数

令和8年（2026年）4月1日現在

種別	内科医	耳鼻科医	眼科医	薬剤師	精神科医	歯科医
人数（人）	28	13	17	29	2	58

※耳鼻科医、眼科医については、複数校兼務で対応している。歯科医は各校2人配置している。

精神科医は小・中学校に1人ずつ配置している。

3-1-3 学校保健運営

○日本スポーツ振興センターの災害共済給付

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、幼稚園、小学校、中学校の管理下において発生した児童・生徒の傷病に関して給付を行う共済給付制度である。なお、共済掛金（年額1人につき児童・生徒935円、園児285円）は全額区で負担している。

・医療費

健康保険が適用される医療費で、総医療費が5,000円以上のものについて、その4/10が給付される。

・障害見舞金

障害の程度に応じて 88万～4,000万円（半額となる場合もあり）

・死亡見舞金

3,000万円（半額となる場合もあり）

		災害報告状況※2		給付状況※3※4		
	加入者数 (人) ※1	件数 (件)	発生率 (%)	給付延件数 (件)	給付金額 (円)	1件当たりの 平均給付金額(円)
幼稚園	107	3	2.8	5	14,998	3,000
小学校	10,921	283	2.6	479	3,598,826	7,513
中学校	3,766	182	4.8	367	3,546,858	9,664
合計	14,794	468	3.2	851	7,160,682	8,414

※1 加入者数は、令和7年5月1日現在
※2 災害報告数は、災害報告書のうち災害継続報告を除く数
※3 災害共済給付状況は、災害継続報告書を含めて給付を受けた給付件数・金額
※4 災害共済給付状況は、死亡見舞金・障害見舞金は除く

○感染症の予防

学校において予防すべき感染症の種類は学校保健安全法施行規則により定められている。学校長は、感染症にかかっている、又はかかるおそれのある児童・生徒を出席停止の措置とすることができ、その期間は学校保健安全法施行規則に定められている。感染症が流行し又は流行するおそれがある場合には、学校の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）を行い、感染症の拡大防止に努めている。

1 感染症による月別出席停止者数

令和7年（2025年）度 （単位：人）

種別	第1種	第2種										第3種												
		新型コロナウイルス	インフルエンザ	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎	風疹	水痘	咽頭結膜熱	結核	髄膜炎菌性髄膜炎	腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス・パラチフス	その他						
溶連菌感染症	ウイルス性肝炎																	手足口病	伝染性紅斑	マイコプラズマ感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	その他		
疾病	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ																							
小学校	0	202	5,230	20	0	24	4	263	6	0	0	0	20	1	0	0	0	732	0	7	5	32	157	9
中学校	0	111	1,399	9	0	0	0	22	0	0	0	1	4	0	0	0	0	54	0	0	1	10	55	0
合計	0	313	6,629	29	0	24	4	285	6	0	0	1	24	1	0	0	0	786	0	7	6	42	212	9

2 インフルエンザ様疾患による臨時休業状況（学級数延回数）

区分 \ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校（回）	148(1)	23(0)	147(0)
中学校（回）	21(5)	13(0)	88(0)
幼稚園（回）	2(0)	0(0)	1(0)
合計	171(6)	36(0)	236(0)

※（ ）内は新型コロナウイルス感染症まん延防止対策による臨時休業回数

3-1-4 健康診断

区立の小・中学校では、児童・生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施を確保するために、学校保健安全法に基づいた定期健康診断を実施している。秋には各小学校を会場に就学時健康診断を実施している。学校での健康診断は、単に疾病異常の発見にとどまらず、一人ひとりが健康状態を把握し、自分の問題として健康をとらえ、個人が生涯にわたり健康に暮らしていくための資質を備える自主的な健康づくりの基礎を培うため、食育や体力向上とともに重要になっている。

○定期健康診断

身体測定

令和7年（2025年）4月～6月実施

平均		区分	身長（cm）				体重（kg）			
		性別	男		女		男		女	
		年度	R 7	H27	R 7	H27	R 7	H27	R 7	H27
小学校	8歳	中野区	128.6	128.5	127.7	127.4	27.2	27.0	26.4	25.8
		全国	128.5 (R6)	128.1	127.7 (R6)	127.3	27.6 (R6)	26.9	26.9 (R6)	26.4
	11歳	中野区	146.1	145.8	148.2	146.8	39.6	39.4	39.9	38.0
		全国	146.0 (R6)	145.2	147.8 (R6)	146.7	39.6 (R6)	38.2	40.1 (R6)	38.8
中学校	14歳	中野区	166.5	165.7	157.6	156.8	55.7	55.0	50.2	50.0
		全国	166.1 (R6)	165.1	156.4 (R6)	156.5	55.0 (R6)	53.9	49.6 (R6)	49.9

※令和をR、平成をHとする。

※全国のは令和6年度が最新のため、令和6年度のを記載。

○各種検診・検査

1 結核健康診断

対象 小学校・中学校児童・生徒全員

令和7年（2025年）4月～令和8年（2026年）2月実施（単位：人）

検査項目	問診調査	学校医による診察	中野区保健所長 による検討	精密検査	
	提出者数	受診者数	要検討者数	対象者数	受診者数
小学校	10,999	10,796	129	62	52
中学校	3,697	3,524	105	46	38
合 計	14,696	14,320	234	108	90

2 心臓病検診

対象 小学校・中学校1年生全員と前年度異常が認められた他学年者

令和7年（2025年）4月～6月実施（単位：人）

	一次検診（心電図）	二次検診（心電図 012 誘導）	
	受診者	二次検診受診者	要管理者
小学校	1,775（78）	31(4)	8(3)
中学校	1,245（39）	25(1)	15(1)
合 計	3,020（117）	56(5)	23(4)

※（ ）は他学年者数

3 腎臓病検診（尿検査）

対象 小学校・中学校児童・生徒全員と幼稚園児

令和7年（2025年）5月～令和7年（2025年）6月実施（単位：人）

	一次検査		二次検査		三次検診	
	受診者	陽性者	受診者	陽性者	受診者	有所見者
小学校	10,933	129	118	22	13	11
中学校	3,605	164	157	22	18	10
幼稚園	103	2	2	1	0	0
合計	14,641	295	277	45	31	21

※陽性者数、一次検査、二次検査及び三次検診の受診者数には重複者あり

4 貧血検査

対象 中学校1年生で希望する者

令和7年（2025年）9月～令和8年（2026年）1月実施（単位：人）

	受診者	正常	要注意	要医療
中学校	1,019	843	148	32

※要注意と要医療の両方に該当する重複者あり

5 生活習慣病予防健診

対象 中学校1年生で希望する者及び前年度要管理者のうち希望する者

令和7年（2025年）9月～11月実施 （単位：人）

	受診者	正常	要医療	生活指導
1年生	1,018	695	298	25
要管理者	262	93	159	10
合 計	1,280	788	457	35

6 脊柱側弯検診

対象 小学校5年生、中学校1年生と前年度再検査の他学年者

令和7年（2025年）11月～令和8年（2026年）2月実施 （単位：人）

	一次検診（モアレ撮影）					二次検診（直接X線撮影・専門医診察等）				
	受診者	異常者	異常者内訳者			受診者	異常者	異常者内訳		
			要二次検査	要病院管理	次年度再検			治療が必要	定期的観察が必要	次年度直接二次検診
小学校	1,806 (84)	97 (37)	13 (12)	0 (0)	84 (25)	9 (13)	9 (11)	4 (0)	1 (6)	4 (5)
中学校	1,164 (179)	111 (82)	22 (48)	5 (0)	84 (34)	22 (52)	17 (35)	0 (3)	10 (12)	7 (7)
合 計	2,970 (263)	208 (119)	35 (60)	5 (0)	168 (59)	31 (65)	26 (46)	4 (3)	11 (18)	11 (12)

※（ ）内は他学年 二次検診受診者 前年次年度再検査者含む

3-2 学校給食

3-2-1 給食維持管理

○学校給食の衛生確保

学校給食の衛生管理は、学校給食法第9条に基づく学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき行っている。さらに東京都教育委員会から通知があるほか、区としても区立小・中学校給食室の施設設備に合わせて詳細を定めている。

これらの基準を満たし、衛生的で安全な学校給食を提供するため、給食室の一斉衛生監視、夏季衛生講習会、各校への巡回指導等を行っている。

○学校給食の食事内容と献立

学校給食法に学校給食の目的・目標並びに学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）が定められており、この学校給食実施基準に学校給食摂取基準について記載されている。

中野区では、前述の学校給食摂取基準を基に中野区の実情を踏まえ、令和8年度中野区学校給食献立作成方針を作成し、各校に周知している。

1 令和8年度中野区学校給食献立作成方針

次頁のとおり

2 毎月の標準献立作成と配布

中野区では、前述の文部科学省の「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」及び「中野区学校給食献立作成方針」に基づいて標準献立を作成している。

標準献立は、「中野区学校給食標準献立の作成のポイント」に基づいて原案を作成し、学務課担当者の検討・確認を得て決定される。

実施月後は献立会を開催し、学務課担当者と各学校栄養教諭・学校栄養士・栄養業務委託栄養士とで、味、調理法、作業手順等の反省や意見交換を行っている。なお、給食の残食量調査は例年6月、11月、2月に実施している。

○学校給食費

学校給食費については、学校給食法第11条に規定されており、学校給食に必要な施設・設備に要する経費並びに人件費は設置者が負担、食材料費は保護者が負担することになっている。

令和6年度からは、保護者負担軽減のため、区が中野区立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、保護者が支払う学校給食費を全額補助している。

学校給食費と実施予定回数

令和8年（2026年）度

	小学校			中学校
	低学年	中学年	高学年	
1食単価（円）	350	380	410	480
年間平均給食回数（回）	198	198	198	195

本表は、中野区立小・中学校の給食献立の作成方針である。

令和 8 年度中野区学校給食献立作成方針

1 学校給食摂取基準

(1) 栄養摂取量

① 摂取基準については、学校給食法第 8 条第 1 項に規定される「学校給食実施基準」（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）及び令和 3 年 2 月 12 日付 2 文科初第 1684 号「学校給食実施基準の一部改正について」の内容を踏まえ、適切なものとする。

② 前述①の内容を踏まえ、栄養比率については、炭水化物・たんぱく質・脂質の各エネルギー比率のバランスを適切にする。

炭水化物エネルギー比率 50～67%

たんぱく質エネルギー比率 13～20%

脂肪エネルギー比率 20～30%

(2) 食品構成については、前述(1)①の文部科学省通知の内容を踏まえ、各校の児童生徒やその家庭における食生活の実態及び地域の実情等を十分に把握し、日本型食生活の実践や我が国の伝統的な食文化の継承等を十分配慮した上で、多様な食品を適切に組み合わせること。

なお「中野区学校給食標準献立食品構成」を基本とし、実施することとする。

(3) 食事の分量について、小学校は基本的に中学年量を『1』とし、低学年は『0.9』、高学年は『1.1』を乗じた量とする。ただし、個数のものはこの限りでない。

なお、中学校は全学年同量とする。

(4) 主食については、各校給食回数のうち『米飯 14/20 回・パン 3/20 回・麺 3/20 回』程度を目安とするが、米飯給食推進の観点から米飯は 3/5 回以上確保する。

なお、米とパンの主食時の基本重量は次のとおりである。

	米重量（白飯の場合）	パンの小麦粉重量
小学校(低)	70 g × 0.9	40 g
小学校(中)	70 g	50 g
小学校(高)	70 g × 1.1	60 g
中学校	100 g	70 g

2 献立及び食事内容

(1) 献立作成の考え方

① 献立は、児童生徒が学校給食を通して望ましい食習慣や食文化を体得でき、かつ、児童生徒や家庭における食事のモデルとしての役割を持ち、児童生徒の将来の食事作りに資する内容とする。

② 日本型食生活の実践や我が国の伝統的な食文化の継承について、配慮した献立とする。

③ 献立のねらいを明確にし、使用する食材もそれに合わせた内容にする。

- ④ 常に料理の組み合わせや調理方法の改善に努め、児童生徒の嗜好の偏りをなくすよう配慮する。
- ⑤ 献立作成時は、食品の重なりや味の組み合わせに留意し、全体の見た目と色合いや味わいへも配慮する。

また、切りものの量や成形ものとの組み合わせ、調理法の重なりへの注意等も含め、全体の調理作業量にも配慮する。

(2) 献立の構成

- ① 献立は、「主食1品＋主菜1品＋副菜と果物から1～3品＋牛乳」の形態で組み合わせが適切で調和がとれたものを基本とし、本組み合わせは全体の7割程度を目安とする。

また、米飯の主食日のうち白飯の回数は5割程度を目安とする。

- ② カミカミ献立（口の機能を高め、かみ応えのあるメニュー）、地産地消や食料自給率を考える機会となる献立（例えば、東京都産農産物の使用、国産小麦パンの使用等）は、積極的に取り入れ食育活動とタイアップを図る。

- ③ 給食に提供する料理は素材を用いて手作りすること。

また、加熱を原則とするが、献立が単調にならないよう工夫する。

3 食材料について

(1) 選定基準

- ① 原則、生鮮食品は国産の旬の食材料を使用し（※）、良質で新鮮なものを選定する。東京都産農産物の食材の使用が可能な場合は積極的に取り入れる。

※ ・魚介類と大豆製品は、献立上欠かせない食材であることと、現代漁業の仕組み及び大豆の自給率等を考慮し例外とするが、できるだけ国産を優先する。

・果物は季節ごとに新鮮で手頃な値の国産のものが出回るため、バナナ等輸入果物は使用しない。

- ② 生鮮食品以外の食材料についても、可能な限り国産のものを使用する。国産品の入手困難等やむを得ない事情で外国産を使用する場合は、品質を十分に確認（※）したうえで使用する。

※ 例えば、施設及び製造工程の安全衛生、食品の細菌等微生物検査・残留農薬等理化学検査の結果等の安全性の確認。

- ③ 不必要な食品添加物（着色料、漂白剤、発色剤等）を使用した食品や遺伝子組み換え食品の使用を可能な限り避ける。さらに残留農薬についても配慮する。

- ④ 食品衛生法に適合した食材を用いるほか、内容表示、賞味期限、製造者等が適切、又は明らかなものを用いる。

- ⑤ 放射性物質に関わる安全確保については、卸売市場を通った食材を使用することを原則とし、納品されている食材の産地での農畜水産物の放射能検査値の様子は、各学校において必ず確認する。（対応の詳細については、毎年度通知される中野区教育委員会事務局発「学校給食食材における放射性物質にかかわる安全確認等について」の最新版によることとする。）

(2) 各食材

- ① 料理は素材を用いて手作りすること、また、前述(1)②の観点から、原則として調理加工食品類(ハンバーグ、グラタン、しゅうまいなど)や、加工された菓子類(プリン、ゼリー、ケーキ、パイ、まんじゅう、氷菓など)は使用しない。
- ② 出し汁は、削り節・昆布・豚骨・鶏ガラ(豚骨・鶏ガラはティーパック状等下処理済みのもの)等を用いて抽出し、顆粒や濃縮等加工だしは使用しない。
- ③ ホワイトルーやカレールーは、給食室で作り、既製品を使用しない。
- ④ 基本的に飲用牛乳は毎日のものと考え、乳飲料や嗜好飲料はくれぐれも頻繁に使用しない。嗜好品(アイスクリームなど)も同様に考える。
- ⑤ 高価な嗜好品の使用はくれぐれも控える。
- ⑥ 放射性物質に関わる対応等、牛肉(加工品で原材料に牛由来のものがある場合も含む)の使用については安全性を慎重に確認する。
- ⑦ 食材料は、缶詰・乾物・調味料等常温で保存可能なものと牛乳を除いては、その日使用する量を当日の朝納品してもらう。

4 調理について

- (1) 気配りした調理と薄味でおいしい食事となるよう心がける。
- (2) 食材の持つ本来の味を生かす。
- (3) 適時適温給食に努める。
- (4) 当日調理を原則とする。

○学校給食における食物アレルギーの状況

中野区では食物アレルギーがあって給食で対応が必要な児童・生徒については、医師記入の「中野区学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等の提出に基づいて、除去食による対応を全校で行っている。

対応にあたっては、学校関係職員（養護教諭、栄養士等）が保護者と面談し、該当児童・生徒の詳しい状況を把握し、その内容をもって、校内の食物アレルギー対応委員会（校長、副校長、学級担任、養護教諭、保健主任、栄養士等）で対応内容を検討し、具体的対応内容を全教職員で情報共有した上で行う。

学校給食における食物アレルギーの対応状況 令和7年（2025年）度

	対応状況			対応内容（校）					原因食材（校）												個別 対応（※）		
小 中 学 校 別	対応している		対象者なし（校）	対応していない（校）	詳細な献立表対応	完全及び一部弁当対応	除去食対応	その他	鶏卵	牛乳・乳製品	小麦（雑穀含む）	落花生	くるみ	種実類（落花生・くるみ除く）	甲殻類（エビ・カニ）	大豆・豆製品	果物類	魚介類（魚卵含む）	肉類	そば			いも類
	学校数（校）	児童生徒数（人）																			学校数（校）	児童生徒数（人）	
小学校	20	564	0	0	0	13	7	0	20	18	8	0	0	8	15	0	20	18	0	0	7	7	33
中学校	9	143	0	0	0	2	7	0	7	4	3	0	0	4	7	3	9	9	0	0	2	1	6

※個別対応とは、たんぱく質制限、宗教上の理由等がある場合

○給食調理用備品

現在、中野区の小・中学校給食室には主に次のような業務用厨房機器が備え付けられている。

令和8年（2026年）4月1日現在

名 称	用 途	名 称	用 途
ガス炊飯器	米の炊飯	冷凍冷蔵庫	食材の保管、保存食の保管
ガス回転釜	煮物、蒸し物、炒め物等	牛乳保冷库	牛乳の保冷・保管
フライ用回転釜	揚げ物	食器洗浄機	食器、お盆の洗浄
スチームコンベクションオーブン	魚、ハンバーグ等の焼き物	熱風消毒保管庫	食器類、調理用具類の消毒保管

※この他に野菜調理器、フードカッター、ミキサー、球根皮むき機（ピーラー）、まな板殺菌乾燥保管庫などがある。

3-2-2 給食調理業務の委託

中野区では平成10年9月から学校給食調理業務委託を導入し、平成23年度には全ての小・中学校が委託され、令和8年度の委託業者数は8社である。

3-2-3 栄養業務の委託

中野区では、平成 16 年度から栄養教諭又は都費学校栄養職員（再任用職員を含む）の配置されていない区立小・中学校に栄養業務委託を行っている。

○委託業務内容

具体的には次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ①標準献立及び調理手配表の履行確認 | ⑦アレルギー対応についての協力 |
| ②標準献立作成への協力 | ⑧食材等の支払い事務 |
| ③食品調理作業上の安全衛生確認及び報告 | ⑨給食費決算報告書の食材等支払い分の作成 |
| ④検食の準備 | ⑩学校ごとに毎月発行する給食だよりの作成 |
| ⑤学校給食用物資の発注、検収及び在庫の管理 | ⑪食育の取組、給食に関する指導・調査研究等 |
| ⑥保存食の管理 | |

3-2-4 食育支援

○学校における食育推進

学校における食育は、従来給食時間を中心とした食に関する指導（学級活動）とともに学校行事（縦割り班による青空弁当給食、卒業バイキング、招待給食、収穫祝い給食、学校と家庭との連携による給食試食会等）、児童会・生徒会活動等の中で行ってきた。

近年、文部科学省では、各校で教科等との関連を含めた食に関する指導の全体計画の作成と食育推進のための校内指導体制を整備し、対応していくよう強く打ち出している。

○学校への食育支援

平成 20 年度からは、各校に、体力向上プログラムへ食育を明確に位置づけること、並びに長期休業中における親子等での食事づくりの実践を働きかけている。

小・中学校における特色ある給食活動と栄養士が参画した特別活動等

令和 7 年（2025 年）度

学校別	学校数 (校)	特色ある給食活動（校）						栄養士が参画した 特別活動（校）			栄養士が 参画した 教科等（校）
		学校内活動			家庭・地域との連携活動						
		交流 給食	行事 給食	選択 給食	親子 給食	招待 給食	試食会	学級 活動	給食 時間	学校 行事	
小学校	20	2	8	10	0	0	17	6	2	2	13
中学校	9	0	3	5	0	0	9	0	2	1	1

4-1 体験学習

4-1-1 宿泊事業

○移動教室

中野区と異なる環境の地域の特性を活かした体験的な活動を通して、自ら学ぶ意欲や態度を身に付けさせると共に、集団による宿泊生活により、好ましい人間関係を育てるため、軽井沢少年自然の家等で全校が移動教室を実施している。

平成25年度から小学校については選択制移動教室を実施しており、令和6年度から日光、みなかみの2地域で実施している。

1 小学校移動教室

実施結果

令和7年（2025年）度

実施地域	対象	宿泊数	実施期間	実施校数	参加児童数（人）
軽井沢方面	主に5年生	2泊3日	5月21日～10月31日	20校	1,816
日光方面	6年生		5月19日～10月30日	19校	1,618
みなかみ方面	5年生		7月2日～7月4日	1校	76

2 中学校移動教室

実施結果

令和7年（2025年）度

実施地域	対象	宿泊数	実施期間	参加生徒数（人）
軽井沢方面 （湯の丸スキー場）	主に2年生	2泊3日	1月12日～2月14日	1,096

※中野中学校N組（チャレンジクラス）は1～3年生で実施

○海での体験事業

区内在住在学の小学校4・5・6年生を対象に、子どもたちが自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性や社会性、健康・体力などの「生きる力」を育むことを目的として実施している。

実施内容

実施場所	宿泊数	実施期間 （令和7年度）	参加児童数（人）		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
南房総市 岩井海岸海水浴場	2泊3日	7月23日～8月8日 ※中止クール含む	535	486	396

※令和7年度の海での体験事業は、カムチャツカ半島周辺で発生した地震による津波警報の発令や台風の影響により、8クール中、2クール（第5・6クール）で全行程中止、1クール（第4クール）で行程途中の中止とした。この参加児童数は、第5・6クールの参加予定児童数を除く人数（第4クールの参加児童数は含む）である。

○修学旅行

日本の歴史・文化・経済・産業・政治などの重要地を直接見学したり、大自然の美しさに接したりすることにより、広い知見と豊かな情操を養う。また、集団生活により人間関係を深め、健全な心身の育成を図ることを目的として、主に京都、奈良で実施している。

実施内容

対象	宿泊数	実施期間（令和7年度）	参加生徒数（人）		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
中学3年生	2泊3日	6月25日～9月26日	1,113	1,147	1,149

4-1-2 文化・体育事業

○音楽鑑賞教室

管弦楽の生の演奏を鑑賞することにより音楽への理解を深め、美的情操を豊かにするとともに、より音楽を愛好し親しむ心情を養うことを目的として実施している。

実施内容

対象	令和7年度事業実績	会場
全小学校（5年生）	12月5日	なかのZERO大ホール
全中学校（2年生）	12月4日	

○連合行事（文化）

児童・生徒が学校教育活動の成果を連合で発表する機会を設けることにより、児童・生徒の心身の健全な発達を図るとともに、学校間の交流を深め連帯感を高めることを目的として実施している。

1 小学校

行事名	対象	令和7年度実施実績	会場
連合音楽会	小学校20校を南部10校と北部10校に分けそれぞれ隔年で実施 ※令和7年度は北部の小学校が実施	1月20日	なかのZERO大ホール
連合作品展 図画工作の部 書初めの部	全校	1月16日～21日 1月23日～27日	なかのZERO展示ギャラリー

2 中学校

行事名	対象	令和7年度実施実績	会場
連合文化発表会 （音楽・理科・英語・演劇・ダンスの部）	全学年	11月3日	なかのZERO大ホール・ 小ホール
連合作品展	全学年	1月23日～27日	中野区立教育センター研修室

○文化・芸術体験活動の充実事業

様々な文化・芸術体験を通して、伝統文化・芸術に対する理解を深めるとともに、「豊かな感性・想像力・人間性・社会性」等を育むため、文化・芸術体験活動を実施した。

令和7年（2025年）度

小学校	中学校	合計
84事業	27事業	111事業

○連合行事（体育）

児童・生徒が日ごろのスポーツ活動の成果を競い合う機会を設けることにより、心身の健全な発達を図るとともに、学校間の交流を深め連帯感を高めることを目的として実施している。

1 小学校

行事名	対象	令和7年度実施実績	会場
連合運動会	全小学校（6年生）	10月15日～11月11日	9会場（小・中学校校庭）

2 中学校

行事名	対象	令和7年度実施実績	会場
総合体育大会	全学年 1・2年生	9月25日	武蔵野陸上競技場
陸上競技 バスケットボール バレーボール・ソフトテニス 卓球・野球・サッカー バドミントン・剣道		5月～3月	区立中学校体育館他

○水泳指導補助

小・中学校の体育授業及び夏季休業中のプール指導の円滑な実施を図るため、教員を補助する外部指導員を配置している。

指導日数実績

学校別	内容	指導日数（延べ）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	プール授業	395	312	157
	夏季休業中プール	113	128	264
中学校	プール授業	47	115	108
	夏季休業中プール	26	44	89

4-1-3 職場体験

○職場体験

「未来の社会人」である中学生に、さまざまな職業の現場を体験させることにより、望ましい社会性、勤労観、職業観を身に付けさせ、自立や社会参加を促す。また、職業体験への協力を通じて、地域の教育力を向上させ、大人たちが子どもたちを地域の一員として育成していくことを目的として実施している。

実施実績

実施学年	参加生徒数（人）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1学年	0	0	0
2学年	1,073	1,172	1,201
3学年	13	20	10

体験業種の例 ※（ ）は主な体験内容

保育園（保育補助）、高齢者福祉施設（介助）、デイサービス（介助）、消防署（消防機材の格納訓練）、小売店等（商品整理・販売業務）、ファストフード店（接客・製造）、図書館（図書整理）

4-2 少年自然の家管理

4-2-1 軽井沢少年自然の家

軽井沢少年自然の家は、都会育ちの子どもたちに自然の中での学習や生活を体験させるためにつくられた校外施設である。少年自然の家は、主に小・中学校の移動教室の拠点として使用するほか、区内青少年団体、社会教育団体の研修やスポーツなど野外活動の場としても開放している。

軽井沢少年自然の家利用状況

(単位：人)

年度 利用者		令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校利用	小学校	1,855	1,704	1,816
	中学校	2,171	2,225	2,226
	計	4,026	3,929	4,042
一般利用(延べ人数)		1,144	1,322	1,465

5-1 特別支援教育

5-1-1 特別支援教育

○特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある幼児、児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育や指導を通じて必要な支援を行っている。

全小・中学校では各校長に指名された特別支援教育コーディネーターが、校内委員会を進行する。

また教育委員会事務局に、公認心理師、医師等で構成される支援スタッフを設置し、区立幼稚園、小・中学校で巡回相談を行っている。

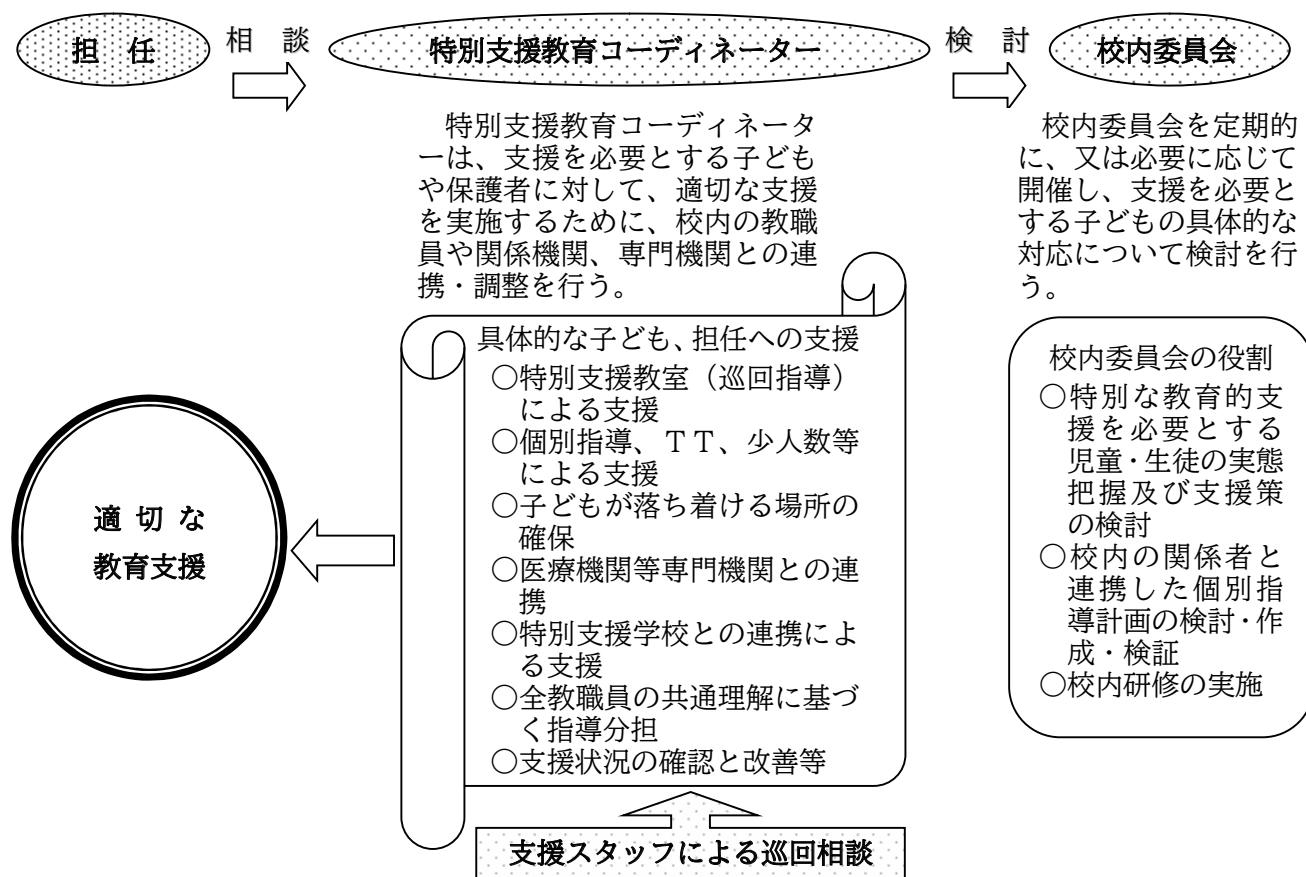
（根拠法規）教育基本法、学校教育法、同施行規則、特別支援教育巡回相談員設置要綱

1 巡回相談実施件数

（単位：件）

年度 区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園	6	6	8
小学校	150	140	149
中学校	60	61	62
合 計	216	207	219

2 一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を行うためのしくみ



○副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事等様々な交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図っている。

○特別支援教育支援員の配置

区立幼稚園、小・中学校の通常の学級及び特別支援学級に特別支援教育支援員を配置している。また、通常の学級に在籍する身体的な障害のある児童・生徒及び医療的ケアが必要な児童・生徒について安全確保を図るため、個々の状況に応じて特別支援教育支援員を配置している。

○特別介助員の配置

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒について安全確保を図るため、校外学習や水泳（体育授業・夏季休業日）時に特別介助員を配置している。

特別介助員配置回数

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	校外学習	水泳	校外学習	水泳	校外学習	水泳
幼稚園	0	-	0	-	0	-
小学校	92	1	73	5	54	0
中学校	13	0	4	0	6	0

※校外学習1回8時間以内、水泳1回4時間以内で計算

（根拠法規）中野区立学校特別介助員設置要綱

5－1－2 就学相談

○就学相談

就学相談とは、一人ひとりの幼児・児童・生徒の発達段階及び障害の状態に応じた教育の場を提供するための相談である。

（1）就学相談

翌年度4月に小・中学校入学予定で、障害等により就学について心配がある幼児・児童の就学についての相談

（2）転学相談

小・中学校入学後、特別支援学校または特別支援学級に関わる転学についての相談

（3）通級受付

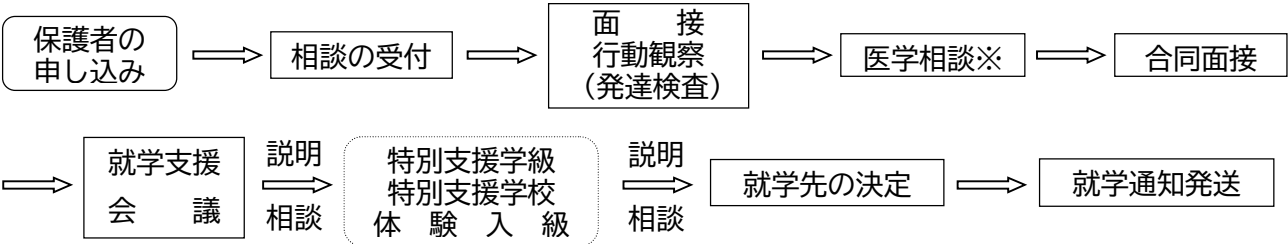
通常の学級在籍児童の特別支援学級（通級指導学級）への入級の受付

（4）巡回指導受付

通常の学級在籍児童・生徒の巡回指導の受付

（根拠法規）教育基本法、学校教育法、同施行令、同施行規則、中野区特別支援教育就学支援会議運営要綱、中野区特別支援教室判定会議設置要綱、就学相談専門員設置要綱

1 就学相談の流れ（翌年度4月に小・中学校に入学予定の場合）



※医学相談は主治医の診察記録の提出により省略できる。

2 就学相談件数 (単位：件)

年度 区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	142	157	141
中学校	45	34	43
合 計	187	191	184

3 転学相談件数 (単位：件)

年度 区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	22	37	30
中学校	5	3	2
合 計	27	40	32

4 通級受付・巡回指導受付件数 (単位：件)

年度 区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	116	141	150
中学校	23	35	31
合 計	139	176	181

5-1-3 特別支援学級運営

○小・中学校特別支援学級の運営

特別支援学級在籍児童・生徒の教育課題の解決・達成に必要な指導講師の派遣や宿泊学習の支援等、体制づくりや学級行事を実施するための支援を行っている。

(根拠法規) 教育基本法、学校教育法、同施行令、同施行規則

1 特別支援学級（知的障害）在籍児童・生徒数 令和8年（2026年）5月1日現在

年度 区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校(人)	131	159	169
中学校(人)	70	71	77

2 特別支援学級（難聴・言語障害）通級児童数 令和8年（2026年）5月1日現在

年度 区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
難聴・言語障害(小学校)(人)	46	61	59

3 特別支援教室（巡回指導）児童・生徒数 令和8年（2026年）5月1日現在

年度 区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校(人)	306	317	338
中学校(人)	111	129	140

○特別支援学級（固定学級）

令和8年（2026年）5月1日現在

種別	設置校	学級名	開級年	児童・生徒数 (人)	学級数 (学級)
知的障害	江原小学校	わかば学級	平成19年4月1日	10	2
	みなみの小学校	神明学級	平成29年4月1日 (平成25年4月1日 中野神明小学校に開級)	30	4
	美鳩小学校	あおぞら学級	平成29年4月1日 (昭和32年10月1日 大和小学校に開級)	38	5
	中野第一小学校	ひまわり学級	平成31年4月1日 (昭和28年6月1日 桃園小学校に開級)	22	3
	令和小学校	こだま学級	令和2年4月1日 (昭和36年5月20日 新井小学校に開級)	47	6
	鷺の杜小学校	しらさぎ学級	令和6年4月1日 (平成16年4月1日 西中野小学校に開級)	22	3
	第二中学校	I 組	昭和32年10月1日	27	4
	第七中学校	E 組	平成21年4月1日	24	3
	明和中学校	I 組	令和3年4月1日 (昭和38年4月1日 第四中学校に開級)	26	4

○特別支援学級（通級指導学級）

令和8年（2026年）5月1日現在

種別	設置校	学級名	開級年	児童・生徒数 (人)	学級数 (学級)
難聴	桃花小学校	きこえとことばの教室	昭和43年9月1日	6	1
言語障害	桃花小学校	きこえとことばの教室	昭和44年11月1日	53	3

○特別支援教室（情緒障害等）

令和8年（2026年）5月1日現在

巡回指導拠点校	巡回校
中野本郷小学校	中野本郷小学校、南台小学校、みなみの小学校
塔山小学校	塔山小学校、谷戸小学校、桃花小学校、中野第一小学校
桃園第二小学校	桃園第二小学校、白桜小学校、令和小学校
江古田小学校	江古田小学校、江原小学校、緑野小学校
啓明小学校	啓明小学校、北原小学校、美鳩小学校、平和の森小学校
武蔵台小学校	武蔵台小学校、上鷺宮小学校、鷺の杜小学校
中野中学校	中野中学校、第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、明和中学校
中野東中学校	中野東中学校、第二中学校、第五中学校、南中野中学校

6-1 学校支援

6-1-1 学校支援

令和8年度から新たに区立学校の教育に関する費用負担補助を実施することに伴い、学校で保護者から費用を徴収する事務がなくなることなどを踏まえ、私費会計執行の効率化・適正化、学校運営の組織的なバックアップ体制及び公会計化の推進を図るため、区立小中学校に各1名配置していた区費事務職員の配置を廃止するとともに、学務課に学校支援係を新設した。

学校支援係では、これまで区費事務職員が実施してきた業務の内、集中管理で実施できる事項（文書管理、教材費・給食費等私費会計執行管理、区費事務会計年度任用職員勤怠等確認など）について実施するとともに、本庁舎から学校への定期的・随時の巡回サポートもあわせて実施している。

6-1-2 学校経理

○学校経理

1 校割予算

学校、学級、児童・生徒数を基準に積み上げた金額を学校運営経費として枠配分を行い、各学校で予算編成及び予算執行を行っている。

2 一括購入

学校運営経費のうち、全校統一して処理したほうが効率的な経費や高額備品など計画的に整備する経費については、学校支援係で執行している。

○多摩産材を使用した木製什器の整備

毎年度、対象校に多摩産材を使用した木製什器を整備している。

年度	対象校	購入物品
令和5年度	緑野小学校	テーブル、角椅子、スタッキング丸スツール等
	鷺の杜小学校	テーブル、角椅子、木製チェア等
	緑野中学校	テーブル、書架、スタッキングチェア
令和6年度	谷戸小学校	テーブル、角椅子、スタッキング丸スツール
	啓明小学校	テーブル、スタッキングチェア等
	南台小学校	角椅子、スタッキング丸スツール等
	南中野中学校	下足入れ
	明和中学校	テーブル、スタッキング丸スツール
令和7年度	江原小学校	テーブル、角椅子
	上鷺宮小学校	オープン棚、テーブル
	白桜小学校	角椅子、木製チェア、献立ケース、掲示衝立
	第五中学校	書架、楽器収納ユニット、テーブル等
	北中野中学校	テーブル、スタッキングチェア、キャレルデスク

6-1-3 幼稚園経理

幼稚園に係る経費のうち、教材・教具の購入経費等幼稚園運営にかかる経費について執行している。

- (1) 幼稚園教材備品、消耗品の購入
- (2) 印刷経費、コピー機のリース
- (3) 遠足の入園料の支払い等

7-1 学校地域連携

7-1-1 学校地域連携

社会のグローバル化や情報技術の革新、価値の多様化などに伴い教育環境も複雑化している近年において、学校教育を学校内に閉じず、学校が目指す目標を地域社会と共有・連携しながら実現させることが強く求められている。そして、学校と家庭・地域が連携・協働を進めていくためには、学校と保護者、地域住民など、学校に関わる者同士が、学校づくりの目標やビジョンを共有し、学校運営や教育環境の改善について一緒に話し合い考える機会が必要であり、そのような機会となる学校運営協議会を通じ、話し合いの機会を充実させていく。

また、話し合いにおいて生まれた課題への対応策、改善に向けた取組を学校と地域の協働活動として、地域の団体・人材を活用しながら実施していくため、「地域コーディネーター」を配置し、学校と地域団体・人材をつなぐ役割を担っている。

その他、学校活動を支える学校支援ボランティア制度やPTAの自主研修の支援、保護者を対象とした家庭教育支援講座などを実施している。

○学校運営協議会の設置

令和6年度まで中学校区を単位として設置してきた「地域学校運営協議会」は、より個々の学校の課題への対応や取り組みについて話し合うことができるよう、令和7年度から各学校を単位とした「学校運営協議会」に転換し、全区立小中学校・幼稚園31校（園）に設置している。

○地域コーディネーターの配置

学校運営協議会で出た学校運営の改善や課題解決に向けたアイデアを学校と地域の協働活動として実施するために地域団体・人材を巻き込み調整する「地域コーディネーター」を、令和7年度から全区立小中学校・幼稚園に配置している。

○学校支援ボランティア制度

中野区立小学校・中学校・幼稚園の教育活動の充実を図り、もって家庭、地域及び学校が一体となり地域ぐるみで子どもたちの生きる力を育み、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、地域の人材を学校支援ボランティアとして活用する。登録には、個人と団体とがある。

関係法規 中野区学校支援ボランティア制度実施要綱
事業開始 平成23年9月

学校支援ボランティア登録者数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人登録者（人）	260	219	173
団体登録者（団体）	14	14	9

○PTAとの調整

児童・生徒の健全育成を図ることを目的に、保護者と教職員が協力して活動しているPTAが、その役割を十分に果たせるよう、PTA連合会主催の研修会への講師派遣を行っている。

○家庭教育支援講座

家庭教育の支援を目的に、教育委員会が設定するテーマで講座を開催する。

【令和7年度実施講座】

○テーマ 「変化の激しい時代に生きる子どもたちに必要な生きる力とは？」

○講師 親野 智可等（おやの ちから）氏

7-1-2 学校安全

○通学路児童見守り業務

全区立小学校では、通学する児童の登校時及び下校時の安全を確保するため、通学路上の危険と思われる箇所について交通安全指導員を配置している。交通安全指導員の配置日・時間や配置場所は、学校ごとの実情に合わせて行っている。

交通安全指導員は旗などを使用した安全誘導や、通学路上にある障害物の撤去などを行うほか、通学する児童に対する正しい交通ルールの指導も担っている。

○学校情報配信システム

学校情報配信システムは、インターネットを活用し携帯電話やパソコンで子どもたちの安全にかかわる緊急情報や学校行事の予定変更等、学校からの情報をすばやく正確に、登録した保護者に配信している。また、保護者側からの回答も可能であるため、災害時の安否確認のほか、通常の欠席遅刻連絡にも活用している。登録数は令和8年3月末時点で小学校が17,659件、中学校では6,357件、幼稚園で204件となっている。

○通学路防犯カメラ

登下校時の児童・生徒の安全を守るため、学校、PTA、地域が連携して行っている見守り活動を補完し、通学路の安全対策を充実するため、区立小学校の通学路へ防犯カメラを設置している。平成27年度に13校、平成28年度に12校、令和元年度には10校に、計135台を設置した。

（根拠法規）中野区教育委員会の設置する防犯カメラの運用に関する要綱

